

旭川市私立保育所設置認可等要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、旭川市児童福祉法施行細則（平成12年規則第63号。以下「施行細則」という。）旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年旭川市条例第57号。以下「条例」という。）その他の関連法令（国の通知を含む。以下同じ。）に定めるもののほか、私立保育所（以下「保育所」という。）の設置認可、認可の変更、廃止及び休止に当たって遵守すべき事項を定める。

第2章 設置認可の要件

(設置認可の基本方針)

第2条 保育所の設置認可は、旭川市子ども・子育てプラン（子ども・子育て支援事業計画）に基づき、人口、就学前児童数、待機児童数及び延長保育等多様な保育サービスに対する需要、周辺の保育所等の配置状況等を踏まえた将来の保育需要に基づく保育所設置の必要性を考慮して行うものとする。

ただし、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の2号、3号認定こどもの利用定員の総数が、旭川市子ども・子育てプランにおいて定める必要利用定員総数に既に達している場合等は、保育所の認可をしないことができる。

(設置者)

第3条 保育所の設置者は、保育所を設置し、経営するために必要な資産を備えていると認められる社会福祉法人及び学校法人（以下「社会福祉法人等」という。）又は社会福祉法人等以外の者とし、設置者の主体により、別表1「社会福祉法人等による保育所設置主体適合条件」又は別表2「社会福祉法人等以外の者による保育所設置主体適合条件」に適合するものとする。

(定員)

第4条 保育所の定員は、20人以上とする。

(入所児童)

第5条 保育所入所児童は、乳児及び幼児又は幼児のみを対象とする。ただし、周辺の既設保育所で3歳以上児の受入れが可能である場合は、3歳未満児のみを対象とすることができる。

(施設の構造、設備等)

第6条 保育所の構造、設備等は、条例、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他の関連法令及び別表3「施設の基準」の定めるところに従うものとする。

(機能充実又は多機能化のための設備・空間)

第7条 機能充実又は多機能化のために、施設整備に当たっては、可能な限り、地域子育て支援、一時預かり等を行うための設備及び空間を備えるよう努めるものとする。

(職員)

第8条 保育所に配置する保育士その他の職員は、条例に定める基準に従うほか、適切な運営を行うため、次に掲げる基準に適合するよう努めなければならない。

(1) 条例に基づき必要とされる数の保育士(以下「定数保育士」という。)には、常勤の保育士を充てること。ただし、次のいずれにも該当する場合で特に市長が認めた場合には、定数保育士の一部に短時間勤務(1日6時間未満又は月20日未満勤務することをいう。以下同じ。)の保育士を充てても差し支えないものとする。

ア 常勤の保育士が各組や各グループに1人以上(乳児を含む各組や各グループであって当該組又は当該グループに係る最低基準上の保育士定数が2人以上の場合は2人以上)配置されていること。

イ 常勤の保育士に代えて短時間勤務の保育士を充てる場合の勤務時間数が常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

(2) 利用定員が90人以下の保育所については、施設型給付を受ける要件を満たすため、定数保育士のほかに常勤の保育士1人を置くこと。

(3) 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する保育所については、施設型給付を受ける要件を満たすため、定数保育士のほかに常勤の保育士1人を置くこと。ただし、保育所全体の利用定員に占める割合が低い場合は非常勤の保育士としても差し支えない。

(4) 調理員は、施設型給付を受ける要件を満たすため、定員が40人以下の保育所にあつては1人以上、定員が41人以上150人以下の保育所にあつては2人以上、定員が151人以上の保育所にあつては3人以上(うち1人は非常勤)を配置すること。ただし、第10条第2項の規定により、調理業務の全部を委託する保育所は除く。

(施設長)

第9条 保育事業の適正かつ円滑な推進を図るため、施設長は、健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があり、その職務に専任できる者で、次のいずれかに該当するものであることが望ましい。

(1) 児童福祉事業に2年以上従事した者

(2) 保育士の資格を有する者

(3) 社会福祉士若しくは社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業に2年以上従事した者であつて、国又は都道府県等が主催する初任保育所長研修会又はこれに準ずる研修会(研修時間が20時間以上のものに限る。)を受講し、修了した者

2 施設長は、実際にその保育所の業務に専従しなければならない。

3 施設長の職は、有給とする。

(保健衛生及び給食)

第10条 保育所において調理又は調乳を担当する職員は、毎月検便を実施するものとする。

2 調理業務の全部又は一部を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日付け児発第86号厚生省児童家庭局長通知)に定めるところによる。

3 保育所における給食については、自園調理が原則であるが、やむを得ない事由により満3歳以上の幼児に対する食事の提供を、当該保育所以外で調理し、搬入する方法(以下「外部搬入」という。)により行う場合は、「保育所における食事の提供について」(平成22年6月1日付け児発0601第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)及び条例第35条に定めるところによる。

(開所時間及び休日)

第11条 保育所の開所時間は、1日11時間を原則とする。

2 休所日は、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始とする。ただし、休日保育を実施する保育所は、この限りでない。

(保育所の設置に必要な土地及び建物の確保)

第12条 保育所の設置者は、保育所の設置に必要な全ての土地及び建物について、所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸付け若しくは使用許可を受けていなければならない。ただし、次条に掲げる要件に適合する場合に限り、国及び地方公共団体以外の者から保育所の用に供する土地又は建物について貸与を受け、保育所を設置することができる。

(不動産の貸与を受けるための要件)

第13条 保育所の設置者が保育所の用に供する土地又は建物について貸与を受けて保育所を設置する場合は、次に掲げる要件(国又は地方公共団体から貸与を受ける場合にあっては、第3号から第5号までに掲げる要件に限る。)のいずれにも適合し、かつ、待機児童を解消し、又は多様な保育サービスを実施する上で有用であると認められなければならない。

(1) 貸与を受ける土地及び建物について、地上権又は賃借権を設定し、かつこれが登記されていること。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、当該登記を行わないことができる。

ア 建物の貸与を受ける場合において、当該建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合

イ 貸主が地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力が高い主体であると市長が認めた場合

ウ ア及びイに掲げるほか、市長が安定的な事業の継続性が確保されると認めた場合

(2) 貸与を受ける土地及び建物の賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。

(3) 貸与を受ける土地及び建物の賃借料を支払うための財源について、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

(4) 保育所を設置しようとする者が社会福祉法人等以外の者である場合は、前号に規定する財源とは別に、当面の支払いに充てるための1年間の賃借料に相当する額に次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる額(以下この号において「附加額」という。)を加えた合計額を基本として、事業規模に応じ、当該保育所が安定的に運営可能と市長が認めた額の資金を、安全性があり、かつ、換金性の高い形態(普通預金、定期預金、国債等)により保有していること。

ただし、地上権又は賃借権の登記の有無、賃貸借契約期間の長さ等施設使用の安定性の高さ、保育所を設置しようとする者の財政力の高さ、公的補助による継続的な賃借料の補助、これまでの施設の経営・運営実績等過去の安定性の高さ等を勘案し、貸借施設であっても安定的に事業経営が確保できると市長が認める場合にあっては、別表4「社会福祉法人等以外の者が不動産の貸与を受けるための市長が認める附加額基準」により附加額について2分の1を目途とする範囲内で減ずることができる。

年間の賃借料が1千万円以下である場合	1千万円
年間の賃借料が1千万円を超える場合	1年間の賃借料相当額

(5) 貸与を受ける土地及び建物の賃借料及び当該賃借料を支払うための財源が収支予算書に適正に計上されていること。

第3章 設置認可及び変更の手続き

(事前協議等)

第14条 設置認可を受けようとする者（以下「設置認可設置者」という。）は、設置認可事務を円滑かつ適正に行うため、設置認可の申請を行う前に市長に協議（以下「事前協議」という。）を行うものとする。ただし、市の公募により保育所の設置認可を受ける場合は、この限りでない。

2 事前協議は、「保育所設置認可事前協議書」を、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる期限までに市長に提出して行うものとする。

区 分	期 限
施設の整備を行い保育所の設置認可を受けようとする場合	施設の整備を行う年度の前年度の8月までの間市長が定める日
上記以外の場合	設置する年度の前年度の8月までの間市長が定める日

(設置認可申請)

第15条 設置認可設置者は、施行細則第11条に規定する「児童福祉施設設置認可申請書」に加え、別表5「設置認可に関する書類」に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(設置の認可等)

第16条 市長は、前条の設置認可申請書について審査を行い、認可した場合は「児童福祉施設設置認可通知書」により、認可しない場合は「児童福祉施設（保育所）設置不認可通知書」により設置認可設置者に通知するものとする。

(社会福祉法人等以外の者に対する認可の条件)

第17条 市長は、社会福祉法人等以外の者に対して設置認可を行う場合には、設置者の類型を勘案しつつ、別表6「認可の条件」に掲げる条件を付すものとする。

(変更の手続き)

第18条 設置認可を受けた保育所の名称等を変更したときは、変更後1か月以内に、施行細則第12条に規定する「児童福祉施設変更届」に加え、別表7「名称等の変更に関する書類」に掲げる書類を市長に提出するものとする。

2 設置認可を受けた保育所の建物その他設備の規模及び構造並びにその図面等について変更しようとする者は、事前に「児童福祉施設変更事項事前協議書」に加え、整備に係る計画書を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の協議書を受けたときは、実地確認等の協議内容の審査を行うものとする。

4 協議を踏まえ、保育所の建物その他設備の規模及び構造等の変更をした場合は、施行細則第12条に規定する「児童福祉施設変更届」に加え、別表8「設備等の変更に関する書類」に掲げる書類を市長に提出するものとする。

第4章 廃止及び休止

(廃止又は休止に関する協議)

第19条 設置認可を受けた保育所を廃止し、又は休止しようとする設置者（以下「廃止等設置者」という。）は、あらかじめ相当期間の余裕をもって、市長に協議するものとする。

(廃止又は休止の手続き)

第20条 廃止等設置者は、前条に規定する協議後、施行細則第13条に規定する「児童福祉施設廃止・休止承認申請書」に加え、別表9「廃止又は休止に関する書類」に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(廃止又は休止の要件)

第21条 市長は、前条に定めるところにより、保育所の廃止の申請があったときは、その内容が次に掲げる要件を満たすかどうかについて審査を行うものとする。

- (1) 廃止の理由がやむを得ないものであり、廃止の時期が廃止の理由から判断して妥当なものであると認められるとともに、廃止しようとする保育所の所在する地域における既存の施設の分布状況及び利用状況並びに入所を要する児童の数から、保育所の廃止の妥当性があり、児童福祉に支障がないと認められること。
- (2) 現に入所している児童に係る処置が適切であり、当該児童の処遇の低下を招かないと認められること。
- (3) 廃止しようとする保育所の財産処分方法が適切で、かつ、廃止を行う者が社会福祉法人である場合その他当該保育所の財産処分について所轄庁の承認等を必要とする場合は、当該承認等を得られる見込みがあること。
- (4) 廃止しようとする保育所の整備等について国庫又は市の補助がなされた場合にあつては、あらかじめ文書をもって市長あてに協議を行い、その承認を得ていること。
- (5) 保育所の借入金等について債務の弁済が処分計画に基づきなされる見込みがあると認められること。
- (6) 廃止について社会福祉法人理事会の議決その他法人の定款に定める所定の手続きを経ていること(社会福祉法人以外の者にあつてはこれに準じた必要な手続きを経ていること。)及び定款の変更又は社会福祉法人の解散について所轄庁の承認又は許可を得られる見込みがあること(社会福祉法人以外の者であつて、廃止に伴い必要となる手続きについて所管庁等の承認等を必要とする場合は、当該承認等が得られる見込みがあること。)
- (7) その他当該保育所の廃止を認めることが適当でないとして市長が認める特段の事由がないこと。

2 市長は、前条に定めるところにより、保育所の休止の申請があったときは、その内容が次に掲げる要件を満たすかどうかについて審査を行うものとする。

- (1) 休止の理由がやむを得ないものであり、休止の時期及び期間が休止の理由から判断して妥当なものであると認められること。
- (2) 現に入所している児童に係る処置が適切であり、当該児童の処遇の低下を招かないと認められること。
- (3) 休止について社会福祉法人等の理事会の議決その他定款に定める所定の手続きを経ていること(社会福祉法人等以外の者にあつてはこれに準じる手続きを経ていること。)
- (4) その他当該保育所の休止を認めることが適当でないとして市長が認める特段の事由がないこと。

(廃止・休止の承認)

第22条 市長は、第20条に定めるところにより申請された保育所の廃止又は休止に関して、前条の規定による審査の上、当該保育所を廃止又は休止を承認するかどうかを決定しなければならない。

第5章 委任

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか、保育所の設置認可等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

第2条 この要綱の施行の日前においても平成27年4月1日付けの認可に係る必要な手続きを行うことができる。

別表 1 社会福祉法人等による保育所設置主体適合条件（第 3 条関係）

- 1 次のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 設置者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - (2) 設置者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - (3) 設置者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - (4) 設置者が、法第 5 8 条第 1 項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者（当該認可を取り消された者が、当該取消しの処分に係る行政手続法第 1 5 条の規定による通知があった日前 6 0 日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
 - (5) 設置者と密接な関係を有する者が、法第 5 8 条第 1 項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
 - (6) 設置者が、法第 5 8 条第 1 項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第 1 5 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第 3 5 条第 1 2 項の規定による保育所の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。
 - (7) 設置者が、法第 4 6 条第 1 項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第 5 8 条第 1 項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該設置者に当該検査が行われた日から 1 0 日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第 1 2 項の規定による保育所の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。
 - (8) (6) に規定する期間内に法第 3 5 条第 1 2 項の規定による保育所の廃止の承認の申請があった場合において、設置者が、(6) の通知の日前 6 0 日以内に当該申請に係る法人（当該保育所の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申請に係る法人でない保育所（当該保育所の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。
 - (9) 認可の申請前 5 年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
 - (10) 法人の役員等のうちに (1) から (4) まで又は (6) から (9) までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

別表2 社会福祉法人等以外の者による保育所設置主体適合条件（第3条関係）

- 1 当該保育所を経営するために必要な経済的基礎があること。
「必要な経済的基礎がある」とは、以下の（1）から（3）のいずれも満たすものをいうこと。また、当該認可を受ける主体が他事業を行っている場合については、（4）も満たすこと。
 - （1）原則として、保育所の経営を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与又は使用許可を受けていること。
ただし、要綱第13条各号に定められた要件を満たしている場合はこの限りではない。
 - （2）保育所の年間事業費の1/2以上に相当する資金を基本として、事業規模に応じ、当該保育所が安定的に運営可能と市長が認めた額の資金を、安全性があり、かつ、換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。
 - （3）公租公課の滞納がないこと。
 - （4）直近の会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していない等財務内容が適正であること。
- 2 当該保育所の経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいう。以下同じ）が旭川市暴力団排除条例第2条第2項の規定による暴力団員及び暴力団関係事業者による支配を受けないなど、社会的信望を有すること。
- 3（1）及び（2）のいずれにも該当するか、又は（3）に該当すること。
 - （1）実務を担当する幹部職員が、保育所等（保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業をいう。）において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者（最低基準を満たし、かつ地方公共団体の補助対象となっている認可外保育施設で、現に2年以上勤務している者であって保育士資格を有する者などをいう。）であるか、又は、経営担当役員者に社会福祉事業について知識経験を有する者（社会福祉に関する教育又は研究を行う者、社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者、数年以上社会福祉事業に各々の立場から関与した公認会計士、税理士、弁護士等専門知識を有する者、社会福祉法人の理事などをいう。）を含むこと。
 - （2）社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する施設長を含む運営委員会（保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。
 - （3）経営担当役員者に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。
- 4 次のいずれにも該当しないこと。
 - （1）設置者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - （2）設置者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - （3）設置者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

- (4) 設置者が、法第58条第1項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該認可を取り消された者が、法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該保育所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- (5) 設置者と密接な関係を有する者が、法第58条第1項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- (6) 設置者が、法第58条第1項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第35条第12項の規定による保育所の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (7) 設置者が、法第46条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第58条第1項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該設置者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に法第35条第12項の規定による保育所の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (8) (6)に規定する期間内に法第35条第12項の規定による保育所の廃止の承認の申請があった場合において、設置者が、(6)の通知の日前60日以内に当該申請に係る法人（当該保育所の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申請に係る法人でない保育所（当該保育所の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (9) 認可の申請前5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (10) 法人の役員等若しくは法人でない場合はその管理者が(1)から(4)まで又は(6)から(9)までのいずれかに該当する者であるとき。

別表3 施設の基準（第6条関係）

1 施設設置に当たって遵守すべき基準

室名等	基準
乳児室 ほふく室 保育室 遊戯室	事故防止の観点から、乳児の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ安全性が確保されていること（乳児の保育を行う場所と幼児の保育を行う場所は別の部屋とすることが望ましい。）
調理室	安全衛生面に配慮した上で、定員に見合う十分な面積及び設備を有し、隔壁等で区画すること。
便所	乳児室、保育室等の配置状況、又は定員等を考慮し、十分な設備を有すること。
屋外遊戯場	屋外遊戯場に代わるべき場所とする場合は、次に掲げる基準を満たす公園、広場等（以下「公園等」という。）であること。 (1) 屋外活動を行うために必要な面積を有し、屋外活動に当たって安全が確保されている状況にあること。 (2) 保育所からの距離が、幼児が日常的に使用できる程度であり移動の安全が確保されていること。（保育所と隣接した場所にあることを要しない。） (3) 公園等の敷地の所有者が、地方公共団体若しくは公共団体又は地域の実情に応じて信用力の高い者であるなど、保育所による安全かつ継続的な使用が確保されていると認められるものであること。
その他	建築基準法，児童福祉法，都市計画法，消防法等を遵守し，特に採光，換気，避難用設備等の入所児童の保健衛生及び危険防止に，十分な注意を払うこと。

2 設置が望ましい設備等

事務室，調乳室，沐浴室，洗濯室，保育士休憩室，調理室前室，食品庫
調理員用トイレ，相談室，送迎用駐車場及び駐輪場

3 保育室等を2階以上に設置する場合の基準

保育室等を2階以上に設置する場合の基準は、旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第57号）に規定する基準のほか、建物の用途について、建築基準法上の用途を「保育所」に変更すること。

別表4 社会福祉法人等以外の者が不動産の貸与を受けるための市長が認める附加額基準（第13条関係）

下記の「要件基準」の各区分により加点を行い、その合計点を「附加額算定基準」に基づき、附加額の算定を行う。

(1) 要件基準

区分	要件	加点
1	土地、建物のどちらかを所有している。	3
2	地上権又は賃借権の登記が10年未満の設定である。	0
	地上権又は賃借権の登記が10年以上15年未満の設定である。	1
	地上権又は賃借権の登記が15年以上の設定である。	2
3	賃貸借契約期間が10年未満である。	0
	賃貸借契約期間が10年以上15年未満である。	1
	賃貸借契約期間が15年以上である。	2
4	他の事業により安定した収入が確実に見込まれる。	1
5	他に特定教育・保育施設を運営している。	3
6	他に特定地域型保育事業を実施している。	2
7	設置主体が過去3年間連続で黒字である。	1
	認可外保育施設の設置者が、特定教育・保育施設に移行する場合は、当該認可外保育施設の運営において、過去3年間連続で黒字である。	2

(2) 附加額算定基準

合計点数	区分
0	0%の減額
1	10%の減額
2	20%の減額
3	30%の減額
4	40%の減額
5	50%の減額
6以上	60%の減額

別表5 設置認可に関する書類（第15条関係）

- 1 定款又は寄付行為
- 2 設置者が法人の場合，法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）原本
※直近3ヶ月以内に発行されたもの。
- 3 施設の配置図・位置図
- 4 施設の平面図
- 5 各室面積表（認可を受けようとする年度の4月の保育室等の配置のものを提出。乳児室，ほふく室，保育室又は遊戯室は面積を記載すること。）
- 6 建築確認済証又は検査済証，消防用設備等検査済証の写し
- 7 運営規程
- 8 設置者が法人の場合，保育所の設置運営に係る事項について議決した議事録の写し
- 9 従業員一覧及び履歴書
- 10 従業員の勤務体制表（認可を受けようとする年度の4月の予定勤務体制）
- 11 就業規則
- 12 有資格者の資格証明書類の写し
- 13 資産状況の確認書類
（貸借対照表・財産目録・事業計画書・収支予算書・法人の通帳残高証明書【通帳が複数有る場合は同一年月日のものに限る。】）
- 14 施設に係る土地・建物の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）原本
※直近3ヶ月以内に発行されたもの。
- 15 施設に係る土地・建物の賃貸借契約書の写し
※賃借している場合のみ提出。
- 16 設置者が社会福祉法人等以外の場合，運営委員会等委員一覧表
- 17 役員一覧兼誓約書
- 18 その他必要書類（調理業務委託等契約書の写し等）

※ 提出書類のうち，写しについては代表者の原本証明が必要。

別表 6 社会福祉法人以外の者に対する設置認可の際の条件（第 17 条関係）

- 1 条例の基準を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合にはこれに応じること。
- 2 旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年条例第 50 号）第 33 条の規定に基づき、収支計算書又は損益計算書において、保育所を経営する事業に係る区分を設けること。
- 3 保育所を経営する事業については、積立金・積立資産明細書を作成すること。
- 4 学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は 2 に定める区分ごとに別紙 1 の積立金・積立資産明細書を作成すること。
なお、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、2 に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）及び別紙 2 の借入金明細書、及び別紙 3 の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。
- 5 毎会計年度終了後 3 か月以内に、次に掲げる書類に保育所を経営する事業に係る現況報告書を添付して、市長に提出すること。
 - (1) 前会計年度末における貸借対照表
 - (2) 前会計年度の収支計算書又は損益計算書
 - (3) 保育所を経営する事業に係る前会計年度末における積立金・積立資産明細書

ただし、学校法人会計基準及び企業会計による会計処理を行っている者については、保育所を経営する事業に係る前会計年度末における別表 4 の積立金・積立資産明細書

また、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、保育所を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、別紙 2 の借入金明細書、別紙 3 の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

6 市長は、法第58条第1項の規定により、保育所が法若しくは法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、当該保育所に対し、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命じ、さらに当該保育所がその命令に従わないときは、期間を定めて事業の停止を命じることがあり、その際、当該保育所がその命令に従わず他の方法により運営の適正を期しがたいときは、認可の取消しを行うことがあること。

ただし、当該違反が、乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であり、改善の見込みがないと考えられる場合については、速やかな事業の停止や認可の取消しを行うものとする。

別表 7 名称等の変更に関する書類（第 18 条関係）

- 1 保育所の名称の変更の場合においては，保育所の名称を変更することについて議決した議事録の写し
- 2 保育所の位置の変更の場合においては，住居表示変更の証明書等
- 3 設置者の名称の変更の場合においては，次に掲げる書類
 - (1) 定款変更承諾書の写し
 - (2) 名称変更後の法人登記事項証明書（登記後に提出する）

※ 提出書類のうち，写しについては代表者の原本証明が必要。

別表 8 設備等の変更に関する書類（第 18 条関係）

- 1 建物その他設備の規模構造及び使用区分（保育室，遊戯室，乳児室，ほふく室等の設置位置等）並びに屋外遊戯場を変更する場合には，次に掲げる書類
 - (1) 建物及び土地の変更前後の状況を記載した書類
 - (2) 建物の変更前後の配置図及び平面図（建物の規模構造及び使用区分の変更の場合）
 - (3) 土地の実測図（屋外遊戯場等の変更の場合のみ）
 - (4) 建築確認通知書又は検査済証の写し（建物の規模構造の変更の場合）
 - (5) 土地及び建物の登記事項証明書（登記後に提出する。）

- 2 定員を変更する場合には，次に掲げる書類
 - (1) 保育所の定員を変更することについて議決した議事録の写し
 - (2) 職員の構成を記載した書類
 - (3) 有資格者の資格証明書類の写し
 - (4) 変更前後の部屋別面積表

- 3 設置者の代表者を変更する場合には，次に掲げる書類
 - (1) 代表者を変更することについて議決した議事録の写し
 - (2) 代表者の履歴書
 - (3) 代表者変更後の法人登記事項証明書（登記後に提出する。）

- 4 施設長を変更する場合には，次に掲げる書類
 - (1) 施設長を変更することについて議決した議事録の写し
 - (2) 施設長の履歴書
 - (3) 要綱第 9 条の要件を充足することを証する書面

※ 提出書類のうち，写しについては代表者の原本証明が必要。

別表9 廃止又は休止に関する書類（第20条関係）

- 1 廃止又は休止することについて議決した議事録の写し
- 2 財産処分 of 具体的方法を記載した書類
- 3 職員の退職後の状況を記載した書類

※ 提出書類のうち、写しについては代表者の原本証明が必要。